

## ○田川市立学校校舎使用料の減免に関する規則

令和元年9月11日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市立学校校舎使用料条例（昭和34年条例第14号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、田川市立学校の校舎の使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の内容)

第2条 条例第4条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業に使用するとき 全額を免除
- (2) 市が後援する事業に使用するとき 3割相当額を減額
- (3) 委員会が認める生涯学習学校開放推進事業に使用するとき 全額を免除
- (4) 本市の社会教育を推進し、又は社会福祉を向上させることを目的とする団体が主催する事業に使用するとき 5割相当額を減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が前各号に準ずると認める事業に使用するとき 前各号に規定する額を減免

(減免の手続)

第3条 使用料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、校舎使用料等減免申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、使用料の減免を決定したときは、校舎使用料等減免決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者

校舎使用料減免申請書

田川市立学校校舎使用料の減免に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり校舎使用料の減免を申請します。

使用する場所及び使用内容			
理由	<table border="0"><tr><td data-bbox="376 712 1091 927">理由 （ <input type="checkbox"/> 市が主催し、又は共催する事業 <input type="checkbox"/> 市が後援する事業 <input type="checkbox"/> 教育委員会に認められた生涯学習学校開放推進事業 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体又は社会福祉関係団体が主催する事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）</td><td data-bbox="1091 712 1286 927">）に該当するため</td></tr></table>	理由 （ <input type="checkbox"/> 市が主催し、又は共催する事業 <input type="checkbox"/> 市が後援する事業 <input type="checkbox"/> 教育委員会に認められた生涯学習学校開放推進事業 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体又は社会福祉関係団体が主催する事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	）に該当するため
理由 （ <input type="checkbox"/> 市が主催し、又は共催する事業 <input type="checkbox"/> 市が後援する事業 <input type="checkbox"/> 教育委員会に認められた生涯学習学校開放推進事業 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体又は社会福祉関係団体が主催する事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	）に該当するため		

様式第2号（第3条関係）

田 第 号

年 月 日

様

田 川 市 長

校舎使用料（減免）決定通知書

年 月 日付で申請のあった校舎使用料（の減免）について、次のとおり使用料（の減免）を決定しましたので、（田川市立学校校舎使用料の減免に関する規則第3条第2項の規定に基づき）通知します。

区分	該当条項	減免内容	使用料	減免額	減免後使用料
校舎使用料	規則第2条 第 号に該当	免除 割減額	円× 時間 = 円	円	円
電気使用料			円× 時間 = 円		

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)